

# 特定金属くず買受業の皆様へ

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律・同法施行規則に基づき、義務を履行してください！！



## 【主な義務】

- ① **氏名等の表示**  
営業所ごとに氏名等の表示
- ② **本人確認**  
買受側の相手方の写真付き本人確認書類等による本人確認  
※ 法人の場合はア、イの両方必要  
ア 取引の任に当たっている自然人の本人確認  
イ 法人の登記事項証明書等  
(詳細は施行規則第4条参照)

- ③ **本人確認記録の作成**

本人確認記録の項目 (例)

確認・作成者	確認日	確認方法	個人・法人の取引の任に当たっている 自然人の確認書類の記号番号等 (※)	法人の登記等の記号番号等 (※)

※ 確認書類の写しを作成し、記号番号等が明らかとなる場合は記載省略可

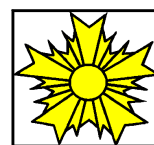
- ④ **取引記録の作成**

取引記録 (例)

氏名・名称	買受日時	特定金属くず			支払方法	口座番号 (振込の場合)
		量	特徴	価格		

※ ③、④の記録は様式に定めはありません。

- ⑤ **届出**  
届出内容に変更があった場合及び廃止した場合は14日以内の届出  
(登記事項証明書の添付が必要な場合は20日以内)



※ 詳細は、法律及び施行規則を確認してください。

和歌山県警察本部 生活安全企画課  
許可等事務審査室 金属くず業担当  
電話 073-423-0110